

令和4年3月吉日

MIRIVE会員の皆様へ

MIRIVE事務局
(埼玉・大阪・愛知)

自動車税(種別割)の取り扱いについてのお願い

いつもMIRIVEをご利用いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省から、新型コロナウイルス対策で窓口混雑緩和のため、「3月中に廃車や使用停止を伴う所有権移転が行なわれ、かつ15日以内に所定の手続きが行われた車輛は、手続きが最長4月15日になっても、新年度分の自動車税を課税しない」との発表がありました。また、これを適用する場合、県税事務所等に「3月中に自動車の譲渡が行なわれたことを正しく申告していただく」必要があります。

MIRIVEでは正しく自動車税の清算を行なうため、該当車輛の名義変更完了の報告の際に、抹消謄本のコピーに「3月中抹消分」と記入してご提出下さいますようお願いいたします。

記入がない場合、自動車税が正しく清算できないことがあります。上記記入があっても、手続きの不備等によって課税となった場合は、後日再清算をさせていただきます。

どうか趣旨をご理解の上、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

(国土交通省ホームページ3月11日付の発表も、あわせてご参照ください)

以上